監査結果報告書

令和元年7月度~9月度

千早赤阪村監査委員

1. 監査対象

定期監査(地方自治法第199条第1項、第4項) :人事財政課地域戦略室

住民課

行政監査(地方自治法第199条第2項) : 総務課(税・会計)

2. 監查期間

月 日	監査対象課
令和元年7月12日(金)	人事財政課地域戦略室
令和元年7月19日(金)	総務課 (税・会計)
令和元年9月20日(金)	住民課

3. 監査の対象事務

定期監査

- ・平成30年度に実施した監査で指摘・要望した事項に対し提出された措置の状況 について
- ・各課における①報酬・報償費 ②府外出張 ③委託・賃貸借契約 ④各種証明書 の発行及び手数料の徴収事務について

行政監査

・不納欠損処分に至るまでの滞納整理事務について

4. 監査の着眼点

監査対象の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを 主眼とし、下記項目について検証した。

- 1. 支出に係る事務は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。
- 2. 契約に係る事務は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。
- 3. 文書管理は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。

5. 監査の方法

監査対象課から関係資料、証拠書類の提出を求め、照会調査するとともに、必要に応 じ関係職員から事情を聴取し、監査を実施した。

6. 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されているものと認められたが、各種委員会の報酬の支払いに関する決裁がとられていない等の不備が見受けられた。以下に指摘した検討又

は改善を要する事項については必要な措置を講じ、適正な事務の執行に努めること。 なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合には、その旨 を通知すること。

〈検討又は改善を要する事項〉

定期監查指摘事項

【人事財政課地域戦略室】

- 1 千早赤阪村くすのきホール等 ESCO 事業の契約について
 - ・大和エネルギーとの契約書には省エネルギー割合が 35%となっているが、その割合が確保できているのかを確認すること。
 - ・令和4年3月までは大和エネルギーが維持管理をし、年間1,944,000円を村が負担することになっている。令和4年3月以降も村で維持管理できる体制を確立すること。
- 2 庁舎建設検討委員会について
 - ・委員会の開催通知の決裁が村長であったり、副村長であったりと、統一されていない。村として重要な会議ならば村長までの決裁をとること。
 - ・添付されている開催通知の案が訂正されているが、訂正印が押されていない。また、 日付の訂正など、重要な訂正がある場合は起案をやり直すこと。
- 3 千早赤阪村役場新庁舎建設予定地発掘調査業務について
 - ・起工伺いの起案用紙に予算額や繰越明許についての情報が記載されていない。決裁 の判断のもとになる情報は記載すること。
- 4 千早赤阪村庁舎移転に係る引越し運搬業務について
 - ・業務の起工伺いが作成されていない。
 - ・65 万円の契約となっているが、決裁が課長までとなっている。事務決裁規程に基づいた決裁をとること。
- 5 千早赤阪村空き家情報バンク運営業務について
 - ・メモ書きのような資料が簿冊に綴じられている。公文書とそうでないものを整理して保存すること。
- 6 府外出張について
 - ・研修等への参加の起案が簡易処理票で処理されている。府外出張については正式な 起案用紙を用いて処理した方が良いのではないか。全庁的なルールを確認するこ と。

【住民課】

- 1 環境条例検討委員会委員の報酬について
 - ・委員会の報酬の支払いに関する決裁が作成されていない。委員会への出席の確認で

きる資料を添付し、決裁をとること。

- 2 人権啓発報償費について
 - ・広報への人権コラムの掲載に関する報償について、太子町、河南町と併せて原稿を 掲載しており、代表の太子町から原稿の作成を依頼しているが、3町村で依頼を合 意した決裁を残したほうが良いのではないか。
- 3 国民健康保険運営協議会委員の報酬について
 - ・委員会の報酬の支払いに関する決裁が作成されていない。委員会への出席の確認できる資料を添付し、決裁をとること。
- 4 府外出張について
 - ・部落解放研究第52回全国集会への参加について、住民課長の出張復命書の決裁が 課長決裁となっている。課長の出張に関する事項は命令権者である副村長の決裁 をとること。
 - ・第33回人権啓発研究集会への参加について、出張の期間は3日間となっているが、 日当は2日分しか支払っていない。開催は2日間であり、新潟までの出張のため、 前泊していることになっているが、財政と日当の支払いについてどのような取り 決めをしたのか確認すること。
 - ・府外出張に関する旅費は高額の旅費を職員に立て替えさせるのは負担が大きいた め概算払いを認めてはどうか。
- 5 戸籍関連手数料について
 - ・朝と夕方の金庫のチェックをする人と会計へ金庫を受け渡す人が同じ担当となっている。別の担当者にチェックさせる体制を確保すること。
- 6 千早赤阪村環境条例策定支援業務について
 - ・プロジェクトチームのリーダーの決裁において契約の設計変更を実施しているが、 リーダーにそのような権限があるのか。リーダー、副リーダーの専決事項について 確認すること。

行政監査

【総務課(税・会計)】

- 1 村税の滞納について
 - ・納税通知書の送付や調定の決裁をとる際には、昨年度との比較ができるように調定 額などの資料を添付すること。
 - ・総務課税務担当の常勤職員を村税条例施行規則第2条に基づき、村税の徴税吏員と して委任しているが、非常勤職員も徴収事務を行うのであれば、委任したほうが良 いのではないか。
 - ・債権管理担当として国民健康保険料、介護保険料等の滞納者の情報も把握し、村全 体の滞納の徴収に努めること。